

取矢関係

	条項	補足説明
改定前	第15条 【行射と運行の方法】 1) 行射方法は、競技の要領で行う。（要領は別表15条①② P-12～15） 2) 行射の順序は、個人競技および団体競技とも、射場ごとに1番から順序に従って行う。 3) 行射の1回の射数は、2射（一手）または4射（二手あるいは四つ矢）とし、大会要項に明記する。 4) 一手を持って行射するときは、取矢を行う。 5) 射場内には、射位、本座および立の位置を明示する。 6) 四つ矢のさばき方（坐射）は、弓道教本にある要領を原則とし、簡易法でもよい。（方法は別紙15条③ P-15） 7) 射場に入場後、弓具（弓、矢および弦等）が破損した場合は交換することができる。ただし替弓具が準備してある場合に限る。 8) 射場に入場後、原則として矢返しはできない。 9) 射位において持矢を棄権することができる。棄権する場合は、矢を自分の右前へ出す。	15 * 諸事情やむを得ず運行方法を変更する場合は、競技委員長が競技開始前に宣言しなければならない。競技途中で変更する場合は、公正公平を基に選手の了解を得て、競技委員長がその旨、宣言する。 * 一つの競技場を2または3あるいはそれ以上に分割して使用する場合は、第一射場、第二射場または第三射場などとして行う。たとえば、第二射場の1番の選手が第一射場の1番の選手より先に射離しても差し支えない。 * 行射は甲矢、乙矢と、2本の矢をもって一手としており、2射が1単位である。競技の進行上1回の射数は4射（二手）とすることもありますが、決して3射とか5射とかにはしない。 * 射詰競射・遠近競射では、1射単位で行射をするが、これは本条における1回の射数とはいわない。 * 事情により取矢が出来ない場合は、所定の届け出を出さなければならない。 * 弦切れ時の弦、箭割れした矢は、替弦・替矢と交換することができる。 * 弓は、弦切れ時および矢番え完了以前は、替弓と交換することができる。



改定後	第15条 【行射と運行の方法】 1) 行射方法は、競技の要領で行う。（要領は別表15条①② P-12～15） 2) 行射の順序は、個人競技および団体競技とも、射場ごとに1番から順序に従って行う。 3) 行射の1回の射数は、2射（一手）または4射（二手あるいは四つ矢）とし、大会要項に明記する。 4) 削除 5) 射場内には、射位、本座および立の位置を明示する。 6) 四つ矢のさばき方（坐射）は、弓道教本にある要領を原則とし、簡易法でもよい。（方法は別紙15条③ P-15） 7) 射場に入場後、弓具（弓、矢および弦等）が破損した場合は交換することができる。ただし替弓具が準備してある場合に限る。 8) 射場に入場後、原則として矢返しはできない。 9) 射位において持矢を棄権することができる。棄権する場合は、矢を自分の右前へ出す。	15 * 諸事情やむを得ず運行方法を変更する場合は、競技委員長が競技開始前に宣言しなければならない。競技途中で変更する場合は、公正公平を基に選手の了解を得て、競技委員長がその旨、宣言する。 * 一つの競技場を2または3あるいはそれ以上に分割して使用する場合は、第一射場、第二射場または第三射場などとして行う。たとえば、第二射場の1番の選手が第一射場の1番の選手より先に射離しても差し支えない。 * 行射は甲矢、乙矢と、2本の矢をもって一手としており、2射が1単位である。競技の進行上1回の射数は4射（二手）とすることもありますが、決して3射とか5射とかにはしない。 * 射詰競射・遠近競射では、1射単位で行射をするが、これは本条における1回の射数とはいわない。 * 弦切れ時の弦、箭割れした矢は、替弦・替矢と交換することができる。 * 弓は、弦切れ時および矢番え完了以前は、替弓と交換することができる。
-----	---	--

国民スポーツ大会服装関係

改定前	第21条 【服装の規定】 1) 競技の服装は、弓道衣〔筒袖、袴および白足袋〕または和服〔着物、袴および白足袋〕とする。 ただし競技によっては、大会要項で服装を規定できる。 2) 下記の大会については男子女子ともに弓道衣〔白筒袖、黒袴および白足袋〕とする。 (1) 全日本男子弓道選手権大会 (2) 全日本女子弓道選手権大会 (3) 全日本弓道遠征選手権大会 (4) 全日本勤労者弓道選手権大会 (5) 国民体育大会弓道競技会 3) 弓道衣にマーク（氏名、チーム名、クラブ名および学校名など）を付ける場合は、筒袖および袴それぞれ1が所のみとし、その大きさは縦横10cm以内とする。	21 * 服装の色合いについては、第21条2)と特に大会要項で定める場合を除き定めない。 * 筒袖の袖の長さは、肘程度が望ましい。 * 弓道衣下の下着は、無地とし、襟付き・ハイネックは好ましくない。 * 初心者は、運動服着用を認めるが、前ボタン・前チャックの物は避けること。 * 袴は、男子は腰板があるもの、女子は腰板のないものが一般的である。行燈袴は好ましくない。袴の裾は、足踏の姿勢で床面に着かないことが望ましい。 * 国民体育大会少年種別の紺袴は大会要項により認める。 * 弓道衣に会社の宣伝効果をねらった必要以上の大きさのマークをつけることは好ましくない。しかし、チーム名をつけることは逆に進行状況がわかり、ゼッケン替りになることもあり、また、選手は愛社心も出てくるので推奨したい。
-----	---	--



改定後	第21条 【服装の規定】 1) 競技の服装は、弓道衣〔筒袖、袴および白足袋〕または和服〔着物、袴および白足袋〕とする。 ただし競技によっては、大会要項で服装を規定できる。 2) 下記の大会については男子女子ともに弓道衣〔白筒袖、黒袴および白足袋〕とする。 (1) 全日本男子弓道選手権大会 (2) 全日本女子弓道選手権大会 (3) 全日本弓道遠征選手権大会 (4) 全日本勤労者弓道選手権大会 (5) 国民スポーツ大会弓道競技会（少年種別を除く） 3) 弓道衣にマーク（氏名、チーム名、クラブ名および学校名など）を付ける場合は、筒袖および袴それぞれ1が所のみとし、その大きさは縦横10cm以内とする。	21 * 服装の色合いについては、第21条2)と特に大会要項で定める場合を除き定めない。 * 筒袖の袖の長さは、肘程度が望ましい。 * 弓道衣下の下着は、無地とし、襟付き・ハイネックは好ましくない。 * 初心者は、運動服着用を認めるが、前ボタン・前チャックの物は避けること。 * 袴は、男子は腰板があるもの、女子は腰板のないものが一般的である。行燈袴は好ましくない。袴の裾は、足踏の姿勢で床面に着かないことが望ましい。 * 国民スポーツ大会少年種別の服装は公益財団法人全国高等学校体育連盟弓道競技規則に準ずる。 * 弓道衣に会社の宣伝効果をねらった必要以上の大きさのマークをつけることは好ましくない。しかし、チーム名をつけることは逆に進行状況がわかり、ゼッケン替りになることもあり、また、選手は愛社心も出てくるので推奨したい。
-----	--	--

【参考】公益財団法人全国高等学校体育連盟弓道競技規則 該当条項

第14条【服装】

競技の服装は、次のとおりとする。

(1) 選手

ア 弓道衣・袴・足袋は単色無地とする。ただし、各学校で統一する事